犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)

改

正

現

行

$\overline{}$
傍線
0
部
分
は
改
正
部
分

	ි ද
	穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とす
に、経済活動の健全な発	止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平
等の的確な実施を確保し	罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防
防止を図り、併せてテロ	律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。) による措置と相まって、犯
「麻薬特例法」という。	図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律 (平成三年法
向精神薬取締法等の特例	び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を
に規制薬物に係る不正行	(平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)及
百三十六号。以下「組織	ずることにより、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
織的な犯罪の処罰及び犯	同じ。)等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講
取引記録等の保存、疑わ	四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。第三条第一項において
極めて重要であることに	めて重要であることに鑑み、特定事業者による顧客等の本人特定事項(第
の移転を防止すること (移転を防止すること(以下「犯罪による収益の移転防止」という。)が極
害の回復に充てることを	の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の
移転が没収、追徴その他	移転が没収、追徴その他の手続によりこれを塗奪し、又は犯罪による被害
経済活動に重大な悪影響	経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の
されるとともに、これが	されるとともに、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な
第一条 この法律は、犯罪	第一条 この法律は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用
(目的)	(目的)

発展に寄与することを目的とする。 ロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約 例等に関する法律 (平成三年法律第九十四号。以下 行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び 織的犯罪処罰法」という。)及び国際的な協力の下 犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第 わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組 にかんがみ、特定事業者による顧客等の本人確認、 他の手続によりこれをはく奪し、又は犯罪による被 響を与えるものであること、及び犯罪による収益の 罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用 し、もって国民生活の安全と平穏を確保するととも を困難にするものであることから、犯罪による収益 が移転して事業活動に用いられることにより健全な (以下「犯罪による収益の移転防止」という。)が)による措置と相まって、犯罪による収益の移転

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。

| ~ 十五 (略)

十六~三十八 (略)

四十 (略)

該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に 一九号)第二条第三項に規定する信書便物並びに大きさ及び重量が郵便 特に類似する貨物を含む。以下同じ。)を受け取る場所として用い、又 物に類似する貨物を含む。以下同じ。)を受け取る場所として用い、又 は自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許 まし、当該自己の居所若しくは事務所において当該顧客宛ての当該電話番 受け取ってこれを当該顧客に引き渡し、又は当該顧客宛ての当該電話番 号に係る電話(ファクシミリ装置による通信を含む。以下同じ。)を受 けてその内容を当該顧客に連絡し、若しくは当該顧客がの所在地を当該顧客が郵 関客に対し、自己の居所若しくは事務所の所在地を当該顧客が郵

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。

一~十五 (略)

十五の二~三十五 (略)

第十四号において「みなし宅地建物取引業者」という。)を含む。)第十四号において「みなし宅地建物取引業者」という。)を含む。) を常に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関であって、宅地営等に関定する宅地建物取引業者(信託会社又は金融機関の信託業務の兼号に規定する宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第二条第三二十六 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第二条第三三十六 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第二条第三三十六 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第二条第三

三十七 (略)

自動的に転送する役務を提供する業務を行う者

四十二~四十六 (略)

事業者にあっては、利用者たる顧客)又はこれに準ずる者として政令で定3 この法律において「顧客等」とは、顧客(前項第三十八号に掲げる特定

(国家公安委員会の責務等)

める者をいう。

止の重要性について国民の理解を深めるよう努めるものとする。関する情報の提供その他の援助を行うとともに、犯罪による収益の移転防とを確保するため、特定事業者に対し犯罪による収益の移転に係る手口に認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置が的確に行われるこ第三条 国家公安委員会は、特定事業者による顧客等の本人特定事項等の確

(取引時確認等)

2 .

(略)

までに掲げる特定事業者にあっては、第一号)に掲げる事項の確認を行わ常において「弁護士等」という。)を除く。以下同じ。)は、顧客等との第において「弁護士等」という。)のうち同表の下欄に定める取引に該当するものを除く。)を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当するものを除く。)を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号(第二条第二項第四十二号に掲げる特定事業者(第十一第四条 特定事業者(第二条第二項第四十二号に掲げる特定事業者(第十一

三十九~四十三 (略)

(国家公安委員会の責務等)

2・3 (略)

(本人確認義務等)

を受ける方法その他の主務省令で定める方法により、当該顧客等について、別引(以下「特定取引」という。)を行うに際しては、運転免許証の提示において「弁護士等」という。)を除く。以下同じ。)は、顧客(同項第三十五号に掲げる特定事業者にあっては、利用者たる顧客。以下同じ。)と、以下同じ。)を除く。以下同じ。)は、顧客(同項第三十五号に掲げる特定事業者(第二条第二項第三十九号に掲げる特定事業者(第八条第四条 特定事業者(第二条第二項第三十九号に掲げる特定事業者(第八条

なければならない。

地をいう。以下同じ。)

「い外国人で政令で定めるものにあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在」
「外国人で政令で定めるものにあっては、主務省令で定める事項)及び

二 取引を行う目的

ある場合にあっては事業の内容三(当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人で

ときにあっては、その者の本人特定事項することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者がある四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配

ては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。)の確認で定める事項)及び生年月日をいい、当該顧客等が法人である場合にあっ本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあっては、主務省令、 本人特定事項 (当該顧客等が自然人である場合にあっては氏名、住居 (

(以下「本人確認」という。)を行わなければならない

	いう。以下この表において	
める取引	条第一号に規定する宅地を	
の締結その他の政令で定	地 (宅地建物取引業法第二	十六号に掲げる者
宅地又は建物の売買契約	宅地建物取引業のうち、宅	第二条第二項第三
で定める取引		
契約の締結その他の政令		
付又は付与を内容とする		十五号に掲げる者
クレジットカー ド等の交	同号に規定する業務	第二条第二項第三
政令で定める取引		
貸借契約の締結その他の		十四号に掲げる者
同号に規定する物品の賃	同号に規定する業務	第二条第二項第三
の政令で定める取引		
の締結、為替取引その他		
第一項において同じ。)		
契約をいう。第二十六条		までに掲げる者
金の受入れを内容とする	政令で定める業務	号から第三十三号
預貯金契約 (預金又は貯	金融に関する業務その他の	第二条第二項第一
特定取引	特定業務	特定事業者

	等」という。) に係るもの	
	以下「特定受任行為の代理	
	についての代理又は代行 (
	令で定めるものを除く。)	
	に掲げる行為又は手続(政	
	うち、顧客のためにする次	
	、若しくは関連する業務の	
定める取引	る業務又はこれらに付随し	
約の締結その他の政令で	若しくは第二十九条に定め	
行うことを内容とする契	法律第百九十七号)第三条	十号に掲げる者
特定受任行為の代理等を	司法書士法 (昭和二十五年	第二条第二項第四
令で定める取引		
る契約の締結その他の政		
供を行うことを内容とす		十八号に掲げる者
同号に規定する役務の提	同号に規定する業務	第二条第二項第三
取引		
結その他の政令で定める		十七号に掲げる者
貴金属等の売買契約の締	貴金属等の売買の業務	第二条第二項第三
	に係るもの	
	又はその代理若しくは媒介	
	表において同じ。) の売買	
	物の一部を含む。以下この	
	同じ。)若しくは建物(建	

				十一号に掲げる者は	第二条第二項第四																	
連する業務のうち、特定受	れらに付随し、若しくは関	条の六に定める業務又はこ	第一条の三若しくは第十三 約の締結その他の政令で	法律第四号) 第一条の二、	行政書士法 (昭和二十六年	ものを除く。)	処分(前二号に該当する	その他の財産の管理又は	三 現金、預金、有価証券	·)	める行為又は手続を含む	するものとして政令で定	ものに係るこれらに相当	託であって政令で定める	以外の法人、組合又は信	する行為又は手続(会社	組織、運営又は管理に関	他の政令で定める会社の	関する行為又は手続その	一 会社の設立又は合併に	関する行為又は手続	一宅地又は建物の売買に
		定める取引	約の締結その他の政令で	行うことを内容とする契	特定受任行為の代理等を																	

+101 -2	^	— I	1		<u>ا</u> خ	اجد	2
採った当該事項の確認は、	合において、第一	ては、前項第一品	(第二条第二項第	正める額を超える	客等について、前	該当する取引を行	特定事業者は、
採った当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及採った当該事項の確認は、第一号イ又は口に規定する関連取引時確認を行った際に	合において、第一号イ又は口に掲げる取引に際して行う同項第一号に掲げ	ては、前項第一号に掲げる事項)の確認を行わなければならない。この場	(第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者にあっ	定める額を超える財産の移転を伴う場合にあっては、資産及び収入の状況	客等について、前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で	該当する取引を行うに際しては、主務省令で定めるところにより、当該顧	特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいずれかに
7法により行うものとし、7名関連取引時確認を行っ	っに際して行う同項第一号	で行わなければならない。	っまでに掲げる特定事業者	にあっては、資産及び収入)に当該取引がその価額が	▽で定めるところにより、	素務のうち次の各号のいず
資 産 際 及 に	に掲げ	こ の 場	にあっ	の状況)政令で	当該顧	れかに

	代理等に係るもの	
	務のうち、特定受任行為の	
	随し、若しくは関連する業	
定める取引	定める業務又はこれらに付	
約の締結その他の政令で	若しくは第四十八条の五に	
行うことを内容とする契	律第二百三十七号)第二条 行うことを内容とする契	十三号に掲げる者
特定受任行為の代理等を	税理士法 (昭和二十六年法	第二条第二項第四
	行為の代理等に係るもの	
	する業務のうち、特定受任	
定める取引	らに付随し、若しくは関連	
約の締結その他の政令で	一号に定める業務又はこれ	
一行うことを内容とする契	若しくは第三十四条の五第 行うことを内容とする契	十二号に掲げる者
特定受任行為の代理等を	公認会計士法第二条第二項	第二条第二項第四
	任行為の代理等に係るもの	

該当するかどうかの判断に必要な限度において行うものとする。び収入の状況の確認は、第八条第一項の規定による届出を行うべき場合に

- | 次のいずれかに該当する取引として政令で定めるもの
- る場合における当該取引 おしくはこの項(これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用 取引時確認」という。)に係る顧客等又は代表者等(第六項に規定する代表者等をいう。)に係る顧客等又は代表者等(第六項に規定する代表者等をいう。)に係る顧客等以は代表者等(第六項に規定する場合における当該取引
- いがある顧客等を含む。)との取引っていた疑いがある顧客等(その代表者等が当該事項を偽っていた疑」 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽
- 財産の移転を伴うもの 等との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する以下この号において「特定国等」という。)に居住し又は所在する顧客以下にの号において「特定国等」という。)に居住し又は所在する顧客
- 規定による確認(当該確認について第六条の規定による確認記録の作成及これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の第一項の規定は、当該特定事業者が他の取引の際に既に同項又は前項(

| 本語のでは、 | 本語

いう。)についても、本人確認を行わなければならない。 等と異なるとき(次項に規定する場合を除く。)は、当該顧客等の本人確 等と異なるとき(次項に規定する場合を除く。)は、当該顧客等の本人確 認に加え、当該特定事業者との間で特定取引を行うときその他の当 当該会社のために当該特定事業者との間で特定取引を行うときその他の当

を適用する。

「に特定取引の任に当たっている自然人を顧客等とみなして、第一項の規定のものである場合には、当該顧客等のために当該特定事業者との間で現めるものである場合には、当該顧客等のために当該特定事業者との間で現

	除く。)	又は財団を	のない社団	国等 (人格
第一項				第 一 項
本人特定事項	号)	る特定事業者にあっては、第一	三号から第四十六号までに掲げ	項 次の各号 (第二条第二項第四十 第一号
当該特定事業者との				第一号

	の内容		
	法人である場合にあっては事業		
	にあっては職業、当該顧客等が	第三号	
事業の内容	当該顧客等が自然人である場合	第 一 項	
項			
自然人の本人特定事			
の任に当たっている			
間で現に特定取引等		第 一 号	
当該特定事業者との	本人特定事項	第 一 項	寸
で			社団又は財
第一号から第三号ま	次の各号	第 一 項	人格のない
	一号に掲げる事項)		
	特定事業者にあっては、前項第		
	号から第四十六号までに掲げる		
	の状況 (第二条第二項第四十三		
	場合にあっては、資産及び収入		
	る額を超える財産の移転を伴う		
事項	該取引がその価額が政令で定め		
前項第一号に掲げる	前項各号に掲げる事項並びに当	第 二 項	
項			
自然人の本人特定事			
の任に当たっている			
間で現に特定取引等		第 一 号	

該取引がその価額が政令で定め 号までに掲げる事
前項各号に掲げる事項並びに当一前項第一号から第

6 いる自然人をいう。以下同じ。)は、特定事業者が第一項若しくは第二項 おいて、当該特定事業者に対して、当該取引時確認に係る事項を偽っては は第四項の規定による確認 (以下「取引時確認」という。)を行う場合に (これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 又 顧客等及び代表者等(前二項に規定する現に特定取引等の任に当たって

4 。)及び代表者等は、特定事業者が本人確認を行う場合において、当該特 顧客等(前項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。 以下同じ

定事業者に対して、顧客等又は代表者等の本人特定事項を偽ってはならな

ſΪ

(特定事業者の免責)

ならない。

第五条 確認に応じないときは、当該顧客等又は代表者等がこれに応ずるまでの間 特定事業者は、顧客等又は代表者等が特定取引等を行う際に取引時

当該特定取引等に係る義務の履行を拒むことができる。

(特定事業者の免責)

第五条 に応じないときは、当該顧客等又は代表者等がこれに応ずるまでの間、当 該特定取引に係る義務の履行を拒むことができる。 特定事業者は、顧客等又は代表者等が特定取引を行う際に本人確認

(確認記録の作成義務等)

第六条

特定事業者は、取引時確認を行った場合には、直ちに、主務省令で

定める方法により、当該取引時確認に係る事項、当該取引時確認のために とった措置その他の主務省令で定める事項に関する記録(以下「確認記録

特定事業者は、確認記録を、特定取引等に係る契約が終了した日その他 2

2

という。)を作成しなければならない。

(本人確認記録の作成義務等)

第六条 成しなければならない。 務省令で定める事項に関する記録 (以下「本人確認記録」という。)を作 める方法により、本人特定事項、 特定事業者は、本人確認を行った場合には、直ちに、主務省令で定 本人確認のためにとった措置その他の主

特定事業者は、本人確認記録を、 特定取引に係る契約が終了した日その

の主務省令で定める日から、七年間保存しなければならない。

(取引記録等の作成義務等)

る記録を作成しなければならない。 の事項、当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関すめの事項、当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める取引を除きめの事項、当該取引の期日及び内容その他の政令で定める取引を除きのの事項、当該取引の期日及び内容をの他の政令で定める取引を除きのの事項、当該取引の方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該取引を除る。)は、特定業務に 第七条 特定事業者 (次項に規定する特定事業者を除く。)は、特定業務に 第

3 (略)

しなければならない

(削る。

他の主務省令で定める日から、七年間保存しなければならない。

(取引記録等の作成義務等)

関する記録を作成しなければならない。

「関する記録を作成しなければならない。

事項に関する記録を作成しなければならない。

・で定める方法により、顧客等の本人確認記録を検索するための事項、当会で定める方法により、顧客等の本人確認記録を検索するための事項、当代理その他の政令で定める特定受任行為の代理等を除き、直ちに、主務省受任行為の代理等を行った場合には、その価額が少額である財産の処分の受任系第二項第四十号から第四十三号までに掲げる特定事業者は、特定

3 (略)

(弁護士等による本人確認等に相当する措置)

第八条(弁護士等による顧客等又は代表者等の本人確認、本人確認記録の作

第二条第二項第四十号から第四十三号までに掲げる特定事業者の例に準じ成及び保存並びに取引記録等の作成及び保存に相当する措置については、

て日本弁護士連合会の会則で定めるところによる。

(疑わしい取引の届出等)

届け出なければならない。 電け出なければならない。 電話、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に は、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に は、速やかに、政令で定める事項を行政庁に は、速やかに、政令で定める事項を行政庁に は、速やかに、政令で定める事項を行政庁に は、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に は、速やかに、政令で定める事項を行政庁に は、速やかに、政令で定める事項を行政庁に は、速やかに、政令で定める事項を行政庁に は、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に は、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に は、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に は、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に は、速やかに、政令で定める事項を行政庁に は、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に は、速やがに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政に は、ないのでに は、ないのでは は、ないのでに は、ないのでに は、ないのでに は、ないのでは は、ないのでに は、ないのでは は、ないのでに は、ないのでは は、ないのでに は、ないのでは は、ないのでに は、ないのでは は、ないのでは は、ないのでは は、ないのでに は、ないのでは は、ないのでに は、ないのでに は、ないのでに は、ないのでに は、ないのでは は、ないのでに は、ないのでに は、ないのでに は、ないのでに は、ないのでに は、ないのでと は、ないのでに は、ないのでに は、ないのでに は、ないのでに は、ないので は

2 { 4

(略)

(外国為替取引に係る通知義務)

して業として為替取引を行う者をいう。以下この条において同じ。)に委ら外国(本邦の域外にある国又は地域をいい、政令で定める国又は地域をいい、政令で定める国又は地域をの振出しその他の政令で定める方法によるものを除く。)を行う場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引(小切手の振出しその他の政令で定める国又は地域をいい、政令で定める国又は地域をの振出しその他の政令で定める方法によるものを除く。)を行う場合において同じ。)は、顧客と本邦か第九条 特定事業者(第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十号に

2 第五条の規定は、前項の規定により定められた日本弁護士連合会の会則

の規定により弁護士等が行う本人確認に相当する措置について準用する。

3 政府及び日本弁護士連合会は、犯罪による収益の移転防止に関し、相互

に協力するものとする。

(疑わしい取引の届出等)

令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。 定事業者を除く。)は、特定業務において収受した財産が犯罪による収益 定事業者を除く。)は、特定業務において収受した財産が犯罪による収益 定事業者を除く。)は、特定業務において収受した財産が犯罪による収益 定事業者を除く。)は、特定業務において収受した財産が犯罪による収益

2~4 (略)

(外国為替取引に係る通知義務)

に所在して業として為替取引を行う者をいう。以下この条において同じ。本邦から外国(本邦の域外にある国又は地域をいい、政令で定める国又は地域を除く。以下この条において同じ。)へ向けた支払に係る為替取引(小切手の振出しその他の政令で定める方法によるものを除く。)を行う場の二に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。)は、顧客と第十条 特定事業者(第二条第二項第一号から第十五号まで及び第二十八号

(捜査機関等への情報提供等)	(捜査機関等への情報提供等)
	「に協力するものとする。
	準用する。
	の規定により弁護士等が行う本人特定事項の確認に相当する措置について
	2 第五条の規定は、前項の規定により定められた日本弁護士連合会の会則
	定めるところによる。
	四十六号までに掲げる特定事業者の例に準じて日本弁護士連合会の会則で
	うための措置に相当する措置については、第二条第二項第四十三号から第
	記録の作成及び保存、取引記録等の作成及び保存並びにこれらを的確に行
(新設)	第十一条 弁護士等による顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認、確認
	(弁護士等による本人特定事項の確認等に相当する措置)
	訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならない。
	新の内容に保つための措置を講ずるものとするほか、使用人に対する教育
	出等の措置を的確に行うため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最
(新設)	第十条 特定事業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届
	(取引時確認等を的確に行うための措置)
2~4 (略)	2~4 (略)
令で定めるものを通知して行わなければならない。	めるものを通知して行わなければならない。
)に委託するときは、当該顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省	託するときは、当該顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定

(外国の機関への情報提供)

第十三条

国家公安委員会は、前条第一項に規定する外国の機関に対し、そ

2

(略)

取引に関する情報を提供することができる。するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認める疑わしいの職務(第八条、前条及びこの条に規定する国家公安委員会の職務に相当

2~5 (略)

(報告)

第十四条 (略)

第十一条 国家公安委員会は、疑わしい取引の届出に係る事項、第九条、こ常・一条 国家公安委員会は、疑わしい取引に関する情報」という。)が検察官、検察事務官若しくは原語、組織的犯罪処罰法第一号イ若しくは口若しくは同項第二号二に掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項若しくは口若しくは同項第二号二に掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項若しくは同項第二号二に掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項若しくは同項第二号二に掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項若しくは同項第二号二に掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項若しくは同項第二号二に掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項若しくは同項第二号二に掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項若しくは第十一条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条若しくは第十一条の罪、麻薬特例法第二条の罪、検察事務官若しくは第十一条の罪、麻薬特例法第二条の罪、検察事務官若しまで、対策を表面による事項、第九条、この条件が表面による。

2 (略)

(外国の機関への情報提供)

取引に関する情報を提供することができる。 するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認める疑わしいの職務(第九条、前条及びこの条に規定する国家公安委員会の職務に相当第十二条 国家公安委員会は、前条第一項に規定する外国の機関に対し、そ

2~5 (略)

(報告)

第十三条 (略)

3 2 第十八条 第十六条 第十七条 行政庁は、特定事業者がその業務に関して第四条第一項若しくは 第十五条 きる。 から第四項までの規定を準用する。 関係人に質問させることができる。この場合においては、第十五条第二項 設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し 家公安委員会の承認を得て、当該職員に、特定事業者の営業所その他の施 同項の調査を行うため特に必要があると認められるときは、あらかじめ国 項又は第九条の規定に違反していると認めるときは、当該特定事業者に対 を含む。 第二項 (これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合 し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることがで (是正命令) (指導等) (立入検査) (国家公安委員会の意見の陳述) (略) 前項の指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長は、)若しくは第四項、第六条、第七条、第八条第一項若しくは第二 (略) (略) (略) 第十六条 行政庁は、特定事業者がその業務に関して第四条第一項から第三 3 2 第十七条 第十五条 第十四条 関係人に質問させることができる。この場合においては、第十四条第二項 設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し 家公安委員会の承認を得て、当該職員に、特定事業者の営業所その他の施 同項の調査を行うため特に必要があると認められるときは、あらかじめ国 するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 に違反していると認めるときは、当該特定事業者に対し、当該違反を是正 項まで、第六条、第七条、第九条第一項若しくは第二項又は第十条の規定 から第四項までの規定を準用する。 (是正命令) (指導等) (立入検査) (国家公安委員会の意見の陳述) 前項の指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長は、 (略) (略) (略) (略)

4 (略)

ができる。この場合において、国家公安委員会は、その求めに応じなけれる都道府県警察の権限の行使との調整を図るため必要な協議を求めること員会に対し、第十五条第一項の規定による権限の行使と第三項の規定により 前項の通知を受けた行政庁は、政令で定めるところにより、国家公安委

(主務省令への委任)

ばならない。

第十九条

(略)

(経過措置)

第二十条 (略)

(行政庁等)

分に応じ、当該特定事業者に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定め第二十一条。この法律における行政庁は、次の各号に掲げる特定事業者の区

る者とする。

第十九号まで、第二十一号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一第二条第二項第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十七号から

号まで及び第四十五号に掲げる特定事業者 内閣総理大臣

二・三 (略)

者の水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第百二十七四の第二条第二項第十号から第十三号まで及び第二十号に掲げる特定事業

4 (略)

(主務省令への委任)

第十八条 (略)

(経過措置)

第十九条 (略)

(行政庁等)

1.1.1 で、「「「「」」」では、「「」」では、「」」では、「」」では、「当該特定事業者に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める第二十条(この法律における行政庁は、次の各号に掲げる特定事業者の区分

者とする。

号の二まで及び第四十二号に掲げる特定事業者の閣総理大臣第十八号まで、第二十号から第二十四号まで、第二十六号から第二十八一第二条第二項第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十六号から

二·三 (略)

者の水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第百二十七四の第二条第二項第十号から第十三号まで及び第十九号に掲げる特定事業

条第一項に規定する行政庁

五・六 (略)

行法(平成十九年法律第八十五号)第二十九条第一項に規定する主務大七(第二条第二項第十六号に掲げる特定事業者(株式会社日本政策投資銀

臣

第四十九条第一項に規定する主務大臣

五十四条第一項に規定する主務大臣九 第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者 商品先物取引法第三百

号に掲げる者を除く。) 内閣総理大臣及び法務大臣

第二条第二項第三十二号から第三十四号までに掲げる特定事業者 (次

+

| 第二条第二項第三十二号及び第三十三号に掲げる特定事業者のうち

内閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣

国債を取り扱う者

連絡し、又は顧客宛ての若しくは顧客からの電話を当該顧客が指定する掲げる特定事業者のうち顧客宛ての電話を受けてその内容を当該顧客に十二 第二条第二項第三十五号に掲げる特定事業者及び同項第四十一号に

|____電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う者「総務大臣

第二条第二項第三十六号及び第四十六号に掲げる特定事業者

財務

士 三

を受け取ってこれを当該顧客に引き渡す役務を提供する業務を行う者業者並びに同項第四十一号に掲げる特定事業者のうち顧客宛ての郵便物十四 第二条第二項第三十七号、第三十八号及び第四十号に掲げる特定事

経済産業大臣

条第一項に規定する行政庁

五・六 (略)

る主務大臣策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)第二十九条第一項に規定す、の二の第二条第二項第十五号の二に掲げる特定事業者の株式会社日本政

第四十九条第一項に規定する主務大臣七一第二条第二項第二十五号に掲げる特定事業者の不動産特定共同事業法

五十四条第一項に規定する主務大臣八第二条第二項第二十九号に掲げる特定事業者の品先物取引法第三百八

次号に掲げる者を除く。)の閣総理大臣及び法務大臣力第二条第二項第三十号から第三十一号の二までに掲げる特定事業者(

を取り扱う者(内閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣) | 第二条第二項第三十号及び第三十一号に掲げる特定事業者のうち国債

連絡する役務を提供する業務を行う者 総務大臣掲げる特定事業者のうち顧客あての電話を受けてその内容を当該顧客に十一 第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者及び同項第三十八号に

経済産業大臣物を受け取ってこれを当該顧客に引き渡す役務を提供する業務を行う者物を受け取ってこれを当該顧客に引き渡す役務を提供する業務を行う者事業者並びに同項第三十八号に掲げる特定事業者のうち顧客あての郵便十三 第二条第二項第三十四号、第三十五号及び第三十七号に掲げる特定

士五 三条第一項の免許をした国土交通大臣又は都道府県知事(みなし宅地建 物取引業者である特定事業者にあっては、国土交通大臣) 第二条第二項第三十九号に掲げる特定事業者 宅地建物取引業法第

十六 第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者 法務大臣

十七 第二条第二項第四十四号に掲げる特定事業者 都道府県知事

2 第二項第十五号に掲げる特定事業者を除く。) に係る第九条に定める事項 に関する行政庁は、前項に定める行政庁及び財務大臣とする。 前項の規定にかかわらず、第九条第一項に規定する特定事業者(第二条

3 (略)

4 員会の権限に属する事務は、 する行政庁は、 及び同号に掲げる特定事業者のうち質屋営業法(昭和二十五年法律第百五 けた者が同法第二条第一項の古物である貴金属等の売買の業務を行う場合 のうち古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第三条第一項の許可を受 に行わせることができる。 ある貴金属等の売却の業務を行う場合には、これらの業務に係る事項に関 十八号) 第二条第 第一項の規定にかかわらず、第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者 都道府県公安委員会とする。 この場合において、 項の許可を受けた者が同法第十九条第一項の流質物で 政令で定めるところにより、方面公安委員会 道公安委 4

5 (略)

6 ಕ್ಕ び第十七条に関するものを除く。次項において「金融庁長官権限」という 金融庁長官は、 のうち、次に掲げる行為に係るものを証券取引等監視委員会に委任す ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行う 前項の規定により委任された権限(第八条、 第十六条及

> 十四四 物取引業者である特定事業者にあっては、国土交通大臣) 三条第一項の免許をした国土交通大臣又は都道府県知事 (みなし宅地建 第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者 宅地建物取引業法第

士五 十六 第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者 法務大臣

第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者
都道府県知事

2 に関する行政庁は、前項に定める行政庁及び財務大臣とする 第二項第十五号に掲げる特定事業者を除く。) に係る第十条に定める事項 前項の規定にかかわらず、 第十条第一項に規定する特定事業者 (第二条

3 (略)

るところにより、方面公安委員会に行わせることができる る。この場合において、道公安委員会の権限に属する事務は、 受けた者が同法第二条第一項の古物である貴金属等の売買の業務を行う場 者のうち古物営業法 (昭和二十四年法律第百八号) 第三条第一項の許可を 合には、当該業務に係る事項に関する行政庁は、 第一項の規定にかかわらず、第二条第二項第三十七号に掲げる特定事業 都道府県公安委員会とす 政令で定め

5 (略)

6 。)のうち、次に掲げる行為に係るものを証券取引等監視委員会に委任す る び第十六条に関するものを除く。 金融庁長官は、 ただし、 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行う 前項の規定により委任された権限(第九条、 次項において「金融庁長官権限」という 第十五条及

ことを妨げない。

| 第二条第二項第二十一号及び第二十三号に掲げる特定事業者による行

為

二 (略)

7 金融庁長官は、政令で定めるところにより、金融庁長官権限のうち、第

よる行為(前項各号に掲げる行為を除く。)に係るものを証券取引等監視二条第二項第二十二号、第三十二号及び第三十三号に掲げる特定事業者に

委員会に委任することができる。

8・9 (略)

10 前各項に規定するもののほか、第八条及び第十四条から第十八条までの

規定による行政庁の権限の行使に関して必要な事項は、政令で定める。

(主務大臣等)

第二十二条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

に係る事項(次号から第四号までに掲げる事項を除く。)に関して、そ一次のイからホまでに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者

イ・ロ (略)

れぞれ当該イからホまでに定める大臣

ハ 第二条第二項第十号から第十三号まで及び第二十号に掲げる特定事

業者 水産業協同組合法第百二十七条第二項に規定する主務大臣

二 第二条第二項第三十九号に掲げる特定事業者 国土交通大臣

ホ 第二条第二項第四十四号に掲げる特定事業者

総務大臣

ことを妨げない。

| 第二条第二項第二十号及び第二十二号に掲げる特定事業者による行為

二 (略)

7 金融庁長官は、政令で定めるところにより、金融庁長官権限のうち、第

る行為 (前項各号に掲げる行為を除く。) に係るものを証券取引等監視委

二条第二項第二十一号、第三十号及び第三十一号に掲げる特定事業者によ

員会に委任することができる。

8・9 (略)

10 前各項に規定するもののほか、第九条及び第十三条から第十七条までの

規定による行政庁の権限の行使に関して必要な事項は、政令で定める。

(主務大臣等)

第二十一条。この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

に係る事項(次号から第四号までに掲げる事項を除く。)に関して、そ一次のイからホまでに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者

イ・ロ (略)

れぞれ当該イからホまでに定める大臣

ハ 第二条第二項第十号から第十三号まで及び第十九号に掲げる特定事

業者 水産業協同組合法第百二十七条第二項に規定する主務大臣

二 第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者 国土交通大臣

ホ 第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者 総務大臣

第二十七条 他人になりすまして特定事業者(第二条第二項第一号から第十	金に処し、又はこれを併科する。 係るものに限る。)をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰第六項の規定に違反する行為(当該顧客等又は代表者等の本人特定事項に第二十六条(顧客等又は代表者等の本人特定事項を隠蔽する目的で、第四条	る検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定によ二 第十五条第一項若しくは第十八条第三項の規定による当該職員の質問出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者	一 第十四条若しくは第十八条第二項の規定による報告若しくは資料の提三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは	しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第二十四条 第十七条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若(罰則)	第二十三条 (略)
第二十六条 他人になりすまして特定事業者 (第二条第二項第一号から第十	 した者は、五十万円以下の罰金に処する。 本人特定事項を隠ぺいする目的で、第四条第四項の規定に違反	る検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定によニ(第十四条第一項若しくは第十七条第三項の規定による当該職員の質問出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者	第十三条若しくは第十七条第二項の規定による報告若しくは資料の提三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは	しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第二十三条(第十六条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若(罰則)	第二十二条 (略)

2 (略)

| 五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。| 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、| 三年以下の懲役若しくは

4 (略)

はその受取に必要な情報その他資金移動業者との間における為替取引によることを目的として、当該為替取引に係る送金の受取用のカード、送金又引により送金をし若しくは送金を受け取ること又はこれらを第三者にさせ(以下この項において「資金移動業者」という。)との間における為替取第二十八条(他人になりすまして第二条第二項第三十号に掲げる特定事業者

交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。 で付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。 通常の商取引又は金融取引として行われるものであることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳の (以下「預貯金通帳等」という。)を必要なものとして政令で定めるもの(以下「預貯金通帳等」という。)を必要なものとして政令で定めるもの(以下「預貯金通帳を受けるために必要な情報をの引出し又は振込みに必要な情報そのにでする。 との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けること又はこる との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けること又はこる との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けること又はこるで及び第三十二号に掲げる特定事業者に限る。以下この条において

2 (略)

4 (略)

送金又はその受取に必要な情報その他資金移動業者との間における為替取為替取引により送金をし若しくは送金を受け取ること又はこれらを第三者事業者(以下この条において「資金移動業者」という。)との間における第二十七条 他人になりすまして第二条第二項第二十八号の二に掲げる特定

又はその提供を受けた者も、同様とする。
由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り受け、その交付を受け、けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれをけた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれをはおする。)を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受る送金又はその受取に必要なものとして政令で定めるもの(以下「為替取

2 (略)

| 五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。| 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは

4 (略)

める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従

- 一 第二十四条 三億円以下の罰金刑
- 二 第二十五条 二億円以下の罰金刑
- 二 第二十六条 同条の罰金刑

(金融商品取引法の準用)

行為に係る第二十六条及び前条第三号に規定する罪の事件について準用す第三十条 金融商品取引法第九章の規定は、第二十一条第六項各号に掲げる

ಶ್

2 (略)

4 (略)

める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従

- | 第二十三条 三億円以下の罰金刑
- 二 第二十四条 二億円以下の罰金刑
- 三 第二十五条 同条の罰金刑

(金融商品取引法の準用)

行為に係る第二十五条及び前条第三号に規定する罪の事件について準用す第二十九条(金融商品取引法第九章の規定は、第二十条第六項各号に掲げる

ಠ್ಠ

第三条 別表 (第四条関係) 第四条 (略) 第二条第二項第三|同号に規定する業務 号から第三十六号|政令で定める業務 第二条第二項第一 | 金融に関する業務その他の | 預貯金契約 (預金又は貯 までに掲げる者 (経過措置) (削る。 附 削除 則 同号に規定する物品の賃 為替取引その他の政令で 契約をいう。)の締結、 定める取引 金の受入れを内容とする 第四条 第三条 (経過措置) 附 (略) 則

、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条」とする。
 開法等の一部を改正する法律の施行の日が施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第十一条第一項の規定の適用については、同項中「収税官吏、税関職員、徴税吏員」とあるのは「税関職員」とは、同項中「収税官吏、税関職員、徴税吏員」とあるのは「税関職員」とは、同項第二号二に掲げる罪、「第二条第二項第一号イ若しくは口若しくは同項第二号二に掲げる罪、「第二条第二項第一号イ若しくは口若しくは同項第二号二に掲げる罪、「別表若しくは第二条第二項目の施行の日が施行日後となる場合には、同法則法等の一部を改正する法律の施行の日が施行日後となる場合には、同法則法等の一部を改正する法律の施行の日が施行日後となる場合には、同法則法等の一部を改正する法律の施行の日が施行日後となる場合には、同法則法等の一部を改正する法律の施行の日が施行日後となる場合には、同法則法等の一部を改正する法律の施行の日が施行日後となる場合には、同法則法等の一部を改正する。

特定受任行為の代理等を	第二条第二項第四 司法書士法(昭和二十五年	第二条第二項第四
令で定める取引		
る契約の締結その他の政		
供を行うことを内容とす		十一号に掲げる者
同号に規定する役務の提	同号に規定する業務	第二条第二項第四
取引		
結その他の政令で定める		十号に掲げる者
貴金属等の売買契約の締	貴金属等の売買の業務	第二条第二項第四
	に係るもの	
	又はその代理若しくは媒介	
	表において同じ。) の売買	
	物の一部を含む。以下この	
	同じ。) 若しくは建物 (建	
	いう。以下この表において	
める取引	条第一号に規定する宅地を	
の締結その他の政令で定	地 (宅地建物取引業法第二	十九号に掲げる者
宅地又は建物の売買契約	宅地建物取引業のうち、宅	第二条第二項第三
で定める取引		
契約の締結その他の政令		
付又は付与を内容とする		十八号に掲げる者
クレジットカード等の交	同号に規定する業務	第二条第二項第三
政令で定める取引		
貸借契約の締結その他の		十七号に掲げる者

																						十三号に掲げる者
める行為又は手続を含む	するものとして政令で定	ものに係るこれらに相当	託であって政令で定める	以外の法人、組合又は信	する行為又は手続(会社	組織、運営又は管理に関	他の政令で定める会社の	関する行為又は手続その	二 会社の設立又は合併に	関する行為又は手続	一 宅地又は建物の売買に	。)に係るもの	受任行為の代理等」という	以下この表において「特定	についての代理又は代行 (令で定めるものを除く。)	に掲げる行為又は手続 (政	うち、顧客のためにする次	、若しくは関連する業務の	る業務又はこれらに付随し	若しくは第二十九条に定め	十三号に掲げる者 法律第百九十七号)第三条 行うことを内容とする契
																				定める取引	約の締結その他の政令で	行うことを内容とする契

			十六号に掲げる者	第二条第二項第四					十五号に掲げる者	第二条第二項第四						十四号に掲げる者	第二条第二項第四					
随し、若しくは関連する業	定める業務又はこれらに付	若しくは第四十八条の五に	律第二百三十七号)第二条	税理士法(昭和二十六年法	行為の代理等に係るもの	する業務のうち、特定受任	らに付随し、若しくは関連	一号に定める業務又はこれ	若しくは第三十四条の五第	公認会計士法第二条第二項	任行為の代理等に係るもの	連する業務のうち、特定受	れらに付随し、若しくは関	条の六に定める業務又はこ	第一条の三若しくは第十三	法律第四号) 第一条の二、	行政書士法 (昭和二十六年	ものを除く。)	処分(前二号に該当する	その他の財産の管理又は	三 現金、預金、有価証券	°
	定める取引	約の締結その他の政令で	行うことを内容とする契	特定受任行為の代理等を			定める取引	約の締結その他の政令で	行うことを内容とする契	特定受任行為の代理等を				定める取引	約の締結その他の政令で	行うことを内容とする契	特定受任行為の代理等を					

代理等に係るもの	務のうち、特定受任行為の